

明 細 書

成分分析

平成 31 年 2 月 28 日
令和 4 年 6 月 28 日

1 作成者

住所 (フリガナ): (〒026-0055) ^{イワテケンカマイシシカッシチョウ} 岩手県 釜石市 甲子 町 8-154

名称 (フリガナ): ^{カッシカキ} 甲子 柿 ^{サトセイサンクミアイ} の 里 生産 組合

代表者 (管理人) の氏名: 組合長 佐々木 裕一

2 農林水産物等の区分

区分名: 第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等: 果実類 (かき)

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ): 甲子柿 (カッシガキ)、KASSHI GAKI、KASSHI KAKI、KASSHI PERSIMMON

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲: 岩手県釜石市

5 農林水産物等の特性

甲子柿は、岩手県釜石市甲子町を中心に、伝統製法で渋抜きされた、完熟トマトのような鮮紅色をし、ゼリーのような食感が特長の柿である。渋柿を室 (むろ) の中に入れ、煙で燻す燻煙脱渋法で甘くした柿は甲子柿のみで、その珍しさが評価されている。古くから釜石地方独特の秋の味として親しまれてきた伝統産品である。

6 農林水産物等の生産の方法

「甲子柿」の生産方法は以下のとおり。

(1) 品種

生産地で栽培した在来種の小枝柿を使用する。

(2) 渋抜き

室 (むろ) に入れ、薪などを燃やし、室 (むろ) の温度を 20℃程度に維持しながら、1 週間ほど燻蒸する。

(3) 出荷規格

傷害果でないもの。傷害果は、加工品の原材料等にすることができる。

(4) 最終製品としての形態

甲子柿の最終製品としての形態は、青果 (かき) である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

釜石市は、東北地方でも比較的温暖で、積雪による枝折れ等の被害が少なく、台風や強風、霜による被害も殆ど無いことから、果樹の栽培に適した環境であり、柿栽培の北限といわれている。

全国的に珍しい室（むろ）で燻す燻煙脱渋法による商品は他になく、他品種柿を燻煙脱渋しても甲子柿のような色、やわらかさにはならない。渋柿の商業的な脱渋方法は炭酸ガスかアルコールを用い、果実硬度を保ったままで販売されているが、甲子柿の渋抜後の硬度は、刃物を使用せずとも皮が手で剥けるほどやわらかい。

小枝柿（種無し）は、明治初期に気仙地方からもたらされて以来、生産地で栽培され続けている唯一の品種である。当時、囲炉裏の煙が上がっていく屋根裏に渋柿を並べたところ、渋が抜けて甘くなったことから、甲子柿の生産が始まった。

昭和 20 年から、室（むろ）での燻煙を開始したことにより渋抜き期間を短縮でき、現在の鮮紅色で、やわらかい甲子柿が確立した。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

昭和 20 年から 25 年の間に、地元市場へ出荷を開始し、「甲子柿」の名称で知られるようになった。昭和 63 年から、甲子柿の里生産組合が剪定や肥培管理の指導を継続してきた結果、質・量ともに安定した原料を確保し、平成元年に初の全国出荷を開始した。また同時期、木箱やダンボールにバラ詰めされていた包装形態を統一したダンボール使用に切り替え、個装材も改良を重ねた結果、現在はフルーツキャップを使用し、輸送時の割れや潰れを改善した。ピーク時の平成 2 年の栽培面積は 17ha、出荷量は 32t であった。

平成 14 年には、優良形質を持つ穂木の確保、県種苗センターを通じた増殖、組合員に対する苗木供給への取り組み、および平成元年以降に植栽した樹に対する低樹高を目標とした樹形管理が評価され、岩手県果樹産地づくりコンクール奨励賞を受賞した。

平成 19 年には、リコペンやβ-クリプトキサンチンなどの機能性成分分量が他品種より多い分析結果が出され（（財）日本食品分析センター）、六次産業化素材として加工業者からも注目されている。

平成 2 年に 90 名いた組合員は高齢化により 19 名まで減少し、平成 30 年の栽培面積は、3.6ha、出荷量は 10t である。柿の収穫体験、柿室見学学習、スーパー・サイエンス・ハイスクールの一環で甲子柿の研究が行われるなど後継者育成に取り組んでいる。

従来、10 月中旬から 11 月中旬までに出荷期間が限られ、賞味期限は常温で約 1 週間であり、日持ちしないことが課題だったが、冷凍貯蔵技術を導入し、冷凍甲子柿は釜石市のふるさと納税返礼品に採用され、通年全国出荷体制も整えた。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

- ☐
- 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

- 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無 ((1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

- ☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標權】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標權】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

(b) (7)(C), (b) (7)(D)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]